

取 扱 基 準

名 称	新潟県信用保証協会保証料補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	市制度融資を借り受けた中小企業者に対して、信用保証料を補助することにより、中小企業者の資金調達環境の安定化を図る
目 標	数値化□ 非数値化■
	中小企業者の負担軽減を図り、地域経済の活性化を目指す <目標が数値でない場合の評価方法> 経済情勢や利用実績などを総合的に判断し評価する
補助事業者	公表していません（融資の利用に伴う補助制度のため、公表することにより利用者に不利益が生じる可能性があるため）
補助対象経費の内容	1. 市制度融資（夏期・年末資金、一般融資のうち通常枠、地方産業育成資金、工業振興資金、中小企業振興資金を除く）の300万円以内の信用保証付融資の信用保証料 2. 無担保無保証人融資の300万円を超える信用保証付融資の信用保証料 3. 一般融資のうち通常枠、地方産業育成資金、工業振興資金のうち設備近代化資金、中小企業振興資金の300万円以内の信用保証付融資の信用保証料 4. 小規模企業振興資金のうち通常枠、経営支援特別融資、中小企業開業資金の300万円を超え1,000万円までの信用保証付融資の信用保証料 5. 一般融資・小規模企業振興資金の障がい者雇用推進枠、中小企業開業資金のうち特定創業支援枠の300万円を超える信用保証付融資の信用保証料 6. 借換融資の1,000万円以内の信用保証付融資の信用保証料
補助額及びその算定方法又は補助率	上記1→100%、上記2→75%、上記3～6→50% <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 中小企業者の比較的小口の融資を手厚く補助するため。
開始時期	令和 2年 4月 1日
評価の時期	令和 4年 9月30日
終 期	令和 5年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕可能な限り新潟市の補助金を受けている旨表示する
	〔媒体〕ホームページ、パンフレット
担当部署	経済部 商業振興課 総務・制度融資グループ 電 話 025-226-1629 (直通) e-mail shogyo@city.niigata.lg.jp